

佐賀県告示第228号

星賀港臨港地区内の分区の指定（平成26年佐賀県告示第300号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
略 関係図書は、佐賀県 <u>県土づくり本部交通政策部</u> 港湾課及び唐津土木事務所において縦覧に供する。	略 関係図書は、佐賀県 <u>地域交流部</u> 港湾課及び唐津土木事務所において縦覧に供する。